

伊佐市農業委員会 8 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 28 日（金）午前 8 時 59 分から 10 時 51 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)
会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	9 番委員	1 番推進委員	10 番推進委員
2 番委員	10 番委員	2 番推進委員	11 番推進委員
3 番委員	11 番委員	3 番推進委員	12 番推進委員
4 番委員	12 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
5 番委員	13 番委員	5 番推進委員	14 番推進委員
7 番委員	14 番委員	6 番推進委員	15 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
		8 番推進委員	18 番推進委員
		9 番推進委員	19 番推進委員

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 2 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について

議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成28年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議 長 皆様おはようございます。
稲刈りはお済みでしょうか。今が一番忙しい時期ですので体に十分気を付けて下さい。

本日は6番農業委員が欠席です。出席人数は14人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。

1番農業委員と2番農業委員をお願いいたします。

ただいまから総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知をお願いいたします。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。

資料の1ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が8件ありましたのでご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、報告第2号 農地の利用目的変更について、お願いいたします。

事務局 3ページをお開きください。

報告第2号 農地利用目的変更届につきまして、去る14日に事務局で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

整理番号1番の申請者は伊佐市菱刈下手に居住されておりますY S さ

ん、82歳、自治会は下手浜場であります。

申請地は伊佐市菱刈下手字江川尻1108番2の地目は畑ですが、現況は田、地積は1,875㎡で、申請地の所在地は、下手下自治会館から南に約160mに位置し、現在、水稻耕作がなされております。

当該申請は、田から畑への目的変更であります。現況が田である為申請されたものです。申請地は道路及び河川に囲まれた高い位置にあり、水もかかりにくく、かつ高齢に伴い今後、田としての管理が困難な為、盛り土を入れ、野菜等を作付けしていきたいとの事でした。

以上のことから、今後田としての管理は難しく、遊休農地対策及び農地の有効利用といたしましても、本届け出は適切であると思われまことをご報告いたします。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきましてご説明いたします。20ページの総括表をお開き下さい。期間は2年から10年で、面積は田215,671㎡、畑61,296㎡、合計276,967㎡です。利用権の設定をする者の数70人、設定を受ける者の数43人です。土地の明細につきましては4ページから19ページの整理番号1番から77番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。

議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について提案いたします。

整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。

7番推進委員。

7番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番について、去る10月22日に申請人・YTさん立会いのもと、現地調査を行いましたので7番推進委員が報告をいたします。

申請人・譲受人のYTさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は69歳です。譲渡人のKMさんは伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元で年齢は64歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字青木元2736番1、地目は田、地積は3,065㎡、所有権移転売買です。

受人の経営面積は8,660㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100m、1分～2分で、よく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いししまして私の報告を終わります。

議長

7番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議 長

整理番号2番について、担当推進委員の調査報告を求めます。
6番推進委員。

6 番
推 進 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号2番について、10月24日、受人のNHさん立会いのもと、調査しましたので6番推進委員が報告いたします。

申請人のNHさん49歳は、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は篠原です。経営面積は101,501㎡を耕作され、耕作意欲はあり、相手方の要望で規模拡大されます。また、渡し人のFTさんは横浜市南区六ツ川に居住されています。

申請地は伊佐市大口篠原字松ヶ迫上1835番、田1,046㎡、外5筆の計5,295㎡と畑571㎡、合計5,866㎡の所有権移転売買です。

農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の取得適格者であると同時に農地の取得につきましても、問題はないと判断いたしましたので、本日許可して下さるようお願い申しあげまして、報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

6番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

議 長	<p>よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号3番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 15番推進委員。</p>
15番 推 進 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号3番につきまして、去る10月23日に現地調査を行いましたので私15番推進委員が報告をいたします。</p> <p>申請人で受人のHFさんは伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で年齢は78歳です。譲渡し人のKTさんは伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は白ヶ谷で年齢は83歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口牛尾字諏訪脇1668番、地目は田、地積は891㎡、外1筆、地積合計は1,895㎡となります。</p> <p>申請地は、申請人の居宅より南西へ約500mに位置し、現況は田です。申請理由は、現在の耕作者のKさんが高齢に伴い農業廃止される事で、相手方の要望による所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は211,097㎡で取得可能面積です。また、申請人におきましては、現在息子さんも経営に参加されており、規模拡大で、経営意欲もあり、農機具等も完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書等、必要法的書類が全て添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたします。私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>15番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。</p>

議	長	整理番号4番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 2番推進委員。
2 番 推 進 委 員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番につきまして、去る10月24日に現地調査を行いましたので2番推進委員が報告をいたします。</p> <p>受人・IKさんは伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木、年齢は52歳です。渡し人・THさんは伊佐市大口田代に居住され、自治会は田代、年齢は79歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口田代字中丸2072番、地目は田、地積は1,578㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は46,439㎡で取得可能面積であります。申請地の所在地は、IKさん宅から南西の方向に7～8分くらいのところに位置し、北側は道路で、後は山林に囲まれております。現況は受人のIKさんが飼料作物のイタリアンを植えられて管理されているようです。農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、位置図、委任状が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひいたします。</p>
議	長	<p>2番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。</p>
議	長	整理番号5番について、担当推進委員の調査報告を求めます。 19番推進委員。

19番 推進委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号5番について、去る10月21日に申請人・KMさんの立合いのもと、現地調査を行いましたので19番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・KMさんは伊佐市菱刈川北に居住され、自治会は川北麓中、年齢は58歳です。渡し人・KMさんは鹿児島市南新町に居住され、年齢は78歳です。</p> <p>申請地は伊佐市菱刈川北字馬場2111番2、地目は畑、地積は793㎡で規模拡大の所有権移転売買であります。</p> <p>申請地の所在地は、湯之尾神社より市道を挟んで南側に20mの位置にあります。</p> <p>受人の経営面積は3,571㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、現地は自宅の横で耕作はしていませんが、耕作をすればすぐに畑地になる現況であります。本人の話では、許可が決定し渡し人と契約後、自宅の裏に耕作の為の進入路を設置し耕運をするとのことでした。耕作意欲はあり、トラクター等の農機具は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。</p>
議 長	<p>19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>整理番号6番について、担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>9番推進委員。</p>
9 番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち</p>

推進委員	<p>整理番号6番について、10月26日に現地調査を行いましたので9番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・ASさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央で、年齢は62歳です。渡し人・SSさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央で、年齢は84歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字千里原1078番1、外3筆、地目は畑、地積は4筆合計4,084㎡、所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は5,782㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名です。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。終わります。</p>
議長	<p>9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。</p>
議長	<p>整理番号7番について、担当推進委員の調査報告を求めまます。</p> <p>13番推進委員。</p>
13番推進委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号7番について、去る10月22日、譲受人のIFさん立会いのもと、現地調査を行いましたので13番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人で受人のIFさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は元町実業で、年齢は64歳です。譲渡し人のSKさんは東京都新宿区大久保に居住され、年齢は67歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口原田字先陣2299番、地目は田、地積は544㎡、所有権移転売買であります。</p>

申請地の所在地は、ルミエール南側約300m、申請人のIさんが20年前くらいから耕作・管理されています。隣にはIさんの牛舎もあります。

受人の耕作面積は45,989㎡で取得可能面積であります。また、経営意欲はあり、農機具等も揃っております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付資料として全部事項証明書、委任状等が添付されています。委員の皆様方のご審議をよろしくお願ひしまして、私の報告を終わります。

議長 13番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、申請件数7件について、7件の許可が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更」に係る決定について提案いたします。

整理番号1番・2番について事務局の調査報告を求めます。

事務局 23ページをお開きください。

議案第3号「農地転用事業計画変更」に係る決定についてのうち番号1番・2番につきまして、事務局よりご説明いたします。

まず、番号1番につきましては、平成26年9月26日に農地法第5条許可を太陽光発電施設として受けましたが、その後、計画通りの資金

が確保出来ず、太陽光発電施設の規模縮小の事業計画変更であります。

中身につきましては、右側の理由に示してある通りですが、詳細を説明致します。

従前地の1361番5、1、254㎡として平成26年9月26日に許可したのですが、予算の関係で計画当初の規模通りつけれないという事で、1361番5を1361番5、948㎡と1361番7、324㎡に分筆し、太陽光発電施設を324㎡の方につくったということがあります。残りの1361番5、948㎡につきましては、まだ農地のままでありますので、後日、取消し申請を行う予定であります。

次に、番号2番につきましては、平成28年8月5日、農地法第5条許可・太陽光発電施設ですが、工事前に申請地が1筆漏れていた為による事業計画変更申請になります。なお、内容につきましては後ほど、議案第5号 番号4番により説明がありますので、申し添えます。

以上、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番・2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号1番・2番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地転用事業計画変更」に係る決定について、許可申請に係る意見決定並びに許可決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。

14番推進委員。

14番
推進委員

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号1番について、去る10月25日、10番推進委員と私14番推進委員で申請人・KT氏立会いのもと、共同調査を行いましたので14番推進委員が報告いたします。

申請人・KTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、農業をされております。年齢は62歳、自治会は楠原下であります。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字山ノ口1824番で、地目は田、地積が2,224㎡であります。農地区分は第2種農地・その他農地となっており、転用目的は植林であります。

申請地の所在地は、楠原公民館から東へ300mくらいに位置しており、南側は山林、東側は山林、北側は田、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われまます。現況は平成22年より山林として利用されております。

添付書類といたしまして、現在利用状況が違っているため始末書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長

14番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議 長

整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。
5番推進委員。

5 番 推 進 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号2番について、去る10月25日に14番農業委員と19番推進委員と私5番推進委員3名で共同調査を行いましたので5番推進委員が報告いたします。</p> <p>申請人・STさんは伊佐市菱刈川南に居住し、建設業を運営されております。年齢は67歳、自治会は町船津田下であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字十二和石1785番1、地目は田、地積は1,420㎡であります。農地区分は第2種農地となっており、転用目的は資材置場であります。</p> <p>申請地の所在地は、菱刈中学校より南に約3kmに位置しており、南側は荒地、東側は山林、北側は道路、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号3番について担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>7番推進委員。</p>
7 番 推 進 委 員	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号3番について、去る10月25日</p>

に11番農業委員と1番推進委員と私7番推進委員で申請人・KSさん立会いのもと、共同調査を行いましたので7番推進委員が報告をいたします。

申請人・KSさんは伊佐市菱刈前目に居住し、農業をされており、年齢は58歳です。自治会は新川自治会です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字新川4011番138、外1筆で、地目は田、地積は合計1,169㎡であります。農地区分は第2種農地となっており、転用目的は植林であります。

申請地の所在地は、徳辺～吉松線 県道448号線沿いの新川地区集落センターの東、約1,000mに位置しており、南側・山林、東側・山林、北側・山林、西側・山林で、周囲に与える影響はないと思われま

す。
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書及び誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、転用許可後の造林した場合の見積書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号3番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番について担当推進委員の報告を求めます。
9番推進委員。

9番推進委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号4番について、去る10月13日

に7番農業委員と4番推進委員と私9番推進委員で共同調査を行いましたので9番推進委員が報告をいたします。

申請人・MSさんは、伊佐市大口平出水に居住され、自営業、年齢は68歳、自治会は向江であります。

申請地は、伊佐市大口平出水字山口373番1、地目は畑、地積は8.32㎡です。転用目的は通路であります。

申請地の所在地は、平出水小学校から南へ700mに位置しており、南側・道路、東側・田、北側・宅地、西側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。現況は平成5年より通路として利用されております。

添付書類として、全部事項証明書、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、始末書が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。終わります。

議 長 9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、意見聴取決定並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請件数4件については、意見聴取決定並びに許可4件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について。

		<p>整理番号1番については、取り下げ申請が有りました。 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。 6番推進委員。</p>
6 番 推 進 委 員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち、整理番号2番につきまして、10月25日、申請人の娘さん、行政書士のKさん立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、6番推進委員で共同調査を行いましたので、6番推進委員が報告いたします。</p> <p>受人のSTさんは、伊佐市大口青木に居住され、自治会は下青木です。渡人のNSさんは神奈川県相模原市緑区下九沢に居住されております。</p> <p>申請地は伊佐市大口青木字星ヶ峯ノ下2989番41、畑、9.68㎡を通路として使われています。この件は昭和54年家を建築される際、Nさんより購入されましたが、変更されず現在に至ったとのことで、始末書、被害防除計画書も提出されております。宅地と農地とはブロックで区画割りされています。周囲の畑に迷惑のないように気をつけるとのことで、3人で協議した結果、やむを得ないと判断しました。ご審議方をよろしく願いいたします。報告を終わります。</p>
議	長	<p>6番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。 よって整理番号2番は、意見聴取並びに許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。 8番推進委員。</p>
8 番 推 進 委 員		<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号3番について、去る10月25日</p>

9時頃より、申請人・I氏、行政書士・Tさん、13番農業委員、13番推進委員、私8番推進委員、5人で現地調査を行いましたので、8番推進委員が報告いたします。

まずは、総会資料の訂正をお願いいたします。転用目的の権利設定のところですが、所有権移転贈与になっておりますが、所有権移転売買に変更をお願いします。

受人は、伊佐市大口里にお住まいのIFさん、自治会は元町実業であります。渡人は東京都新宿区大久保にお住まいのSKさん、市外住民です。本申請は所有権移転売買で、農地区分は2種農地となっております。転用目的は牛の運動場です。

申請地は伊佐市大口原田字先陣2311番1、地目は畑、地積は414㎡であり、所在地はJAルミエールより南へ500mくらいに位置しており、南側は田、東側は牛舎、西側は竹林で、周囲に与える影響はないと思われま

す。Iさんは当初、街の中で生産牛を営んでいらっしゃいました。また申請地はこれまで利用権設定にて現在にいたりま

す。添付書類として、始末書外、法定書類などが添付してあります。調査の結果、当申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして報告を終わります。

議 長 8番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。
10番推進委員。

1 0 番
推 進 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号4番につきまして、去る24日に14番推進委員と私10番推進委員で共同調査をいたしましたので報告をいたします。

この件につきましては、先程事務局から議案第3号「農地転用事業計画変更」のうちの整理番号2番について説明があった案件でございまして、先般の総会で許可を頂いたものに1筆漏れがあったという事で、追加される分でございます。

申請人は鹿児島市西別府町の株式会社 Mであります。渡人は伊佐市菱刈川北にお住まいのHKさん、69歳であります。

申請地は伊佐市菱刈川南字小廣田1491番1、地目は畑、面積は10㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。

調査内容ですが、申請地は菱刈の山下集落と湧水町との境目に位置しておりまして、現況は原野化・遊休地化している状態であります。周囲の状況ですが、申請地の東側は川内川の川沿いの土手、西側は原野、南は道路、北は川内川でありまして、協議の結果この申請地は、許可相当と判断いたしましたので、皆様方のご審議方をよろしくお願ひしたいと思います。

添付書類として、全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除に関する書類、委任状、全て添付されております。

よろしくお願ひします。以上です。

議 長

10番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長

整理番号5番について、担当推進委員の報告を求めます。
1番推進委員。

1 番
農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号5番について、去る10月25日に譲渡人・TNさんの立会いのもと、11番農業委員、7番推進委員、私1番推進委員の4人で共同調査を行いましたので、1番推進委員が報告をいたします。

譲受人・YHさんは伊佐市大口堂崎に居住され、譲渡人とは義父関係であり、当申請が許可になった場合は娘家族がここに居住する予定であります。譲渡人・TNさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、自治会は下市山で、年齢は80歳です。本申請は贈与による所有権移転で、農地区分は第2種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は伊佐市菱刈重留字薬師原1446番3であり、地目は畑、地積は499㎡で、所在地は田中小学校から西へ約200mに位置し、資料の36ページにありますように、東側は畑、南側は譲渡人の畑、西側は宅地、北側は道路を挟んで宅地になっている事から、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書が添付されております。なお、法定添付書類には、全部事項証明書、字図、配置図、資金証明書等が示してあります。

以上のようなことから、当申請は3名の意見において適切であると判断しましたが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長

1番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号5番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議	長	<p>整理番号6番について、担当推進委員の報告を求めます。 13番推進委員。</p>
1	3	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可についてのうち整理番号6番につきまして、去る10月25日に申請人の代理人・行政書士のTRさん立会いのもと、13番農業委員、8番推進委員、私13番推進委員の3人で共同調査を行いましたので、私13番推進委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人・FTさんは伊佐市大口元町にお住まいで、自治会は中元町です。譲渡人のOTさんは霧島市隼人町姫城にお住まいです。</p> <p>申請地は所有権移転売買で、農地区分は1種農地となっており、転用目的は駐車場です。</p> <p>申請地は伊佐市大口大田字鐘附2239番5、地目は畑、地積は282㎡です。申請地北側の住宅を購入したいということで、従業員を家に招いたり、会議等を開きたいけど駐車場が無い為、申請地を駐車場にしたいとの事でした。</p> <p>申請地の所在地は、ダイナムパチンコより東側に約800mに位置しており、南側・東側は田、北側は購入したい宅地、西側は道路を挟んで田であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>添付資料として、申請書、土地の全部事項証明書、地籍図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、預金通帳の写し、行政書士・Tさんへの委任状等などが添付されています。</p> <p>調査の結果、当申請については3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>13番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、意見聴取決定並びに許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。</p>

よって整理番号6番は、意見聴取並びに許可が決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見聴取決定並びに許可について、申請6件について、取り下げ1件、許可5件が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号 非農地証明願について、提案いたします。
整理番号1番について、担当推進委員の報告を求めます。
4番推進委員。

4 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号1番につきまして、去
推 進 委 員 る10月25日、申請人・NKさん立会いのもと、7番農業委員、9番
推 進 委 員 推進委員、私4番推進委員が3人で共同調査をしましたので、4番推進
委 員 が 報 告 いた します。

申請人は伊佐市大口平出水にお住まいのNKさん、89歳です。自治会は平出水向江。

土地の所在地は伊佐市大口平出水字春田237番4、地目は畑、512㎡です。

周囲の状況は、周りは全てNさん所有の畑、一部は山林になっております。

非農地となった時期及び理由につきましては、平成5年9月20日頃、周りの畑の山林化が進み、畑としての耕作を断念、宅地の近くでもあった為、倉庫を建設したとの事であります。農地法の許可を得ずに農業用倉庫を建ててしまいました。

申請地の位置としまして、平出水小学校より鳥神岡へ向かって500m位の位置にあり、北側は畑、東側は山林、西側は畑、南側は市道となっており、現地は倉庫建設をしてあり農地への復旧は困難であると3人の調査員で判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、担当推進委員の報告を求めます。
9番推進委員。

9 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号2番について、7番農
推 進 委 員 業委員、4番推進委員、私9番推進委員で共同調査をいたしましたので
9番推進委員が報告いたします。

申請地は伊佐市大口平出水字新柳北491番1、外1筆、面積が19
4㎡。

調査内容ですが周囲の状況は、東側が田、西側が道路、南側・北側が
田となっております。平成5年時に市道拡張により、農地のかさあげ
等があった関係で一緒に拡張をした。現在は宅地となっております。

現地調査の結果、宅地となっておりますので農地への復旧は困難であ
ると判断しました。3人の意見で非農地が適切であると判断いたしまし
たので報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。以上です。

議 長 9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、担当推進委員の報告を求めます。
4番推進委員。

4 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号3番について、去る1
推 進 委 員 0月25日、申請人・Mさんの立会いのもと、7番農業委員、9番推進
委員、4番推進委員の3人で共同調査をいたしましたので4番推進委員
が報告いたします。

申請人は伊佐市大口平出水にお住まいのMSさん、年齢は65歳です。
自治会は平出水向江。

申請地の所在地は伊佐市大口平出水字宮ノ谷147番1、地目は田、
面積は281㎡であります。周囲の状況は全て宅地となっております。

非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和59年頃、近所の方
が宅地にされ、通路・水利等がなくなり畑地としては耕作を断念し、
現在はMさんのところの住宅を建ててあります。

申請地の位置としまして、鳥神岡より500m位先にあり、南側に市
道があり、後は住宅の裏山となっております。全体が宅地になっており、
農地への復旧は困難であると3人の調査員で判断いたしました。

添付資料といたしまして、全部事項証明書、位置図、字図等が添付さ
れております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、
私の報告を終わります。

議 長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号4番について、担当推進委員の報告を求めます。
9番推進委員。

9 番 議案第6号 非農地証明願について、整理番号4番について、7番農
推 進 委 員 業委員、4番推進委員、私9番推進委員の3人で共同調査をいたしましたので9番推進委員が報告いたします。

申請人・F Sさんは、伊佐市大口渕辺にお住まいです。

申請地は伊佐市大口渕辺字池ノ下312番、718㎡です。平成7年頃に、倉庫及び通路として整備をしてあります。申請地の周囲ですが、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっております。

倉庫・通路になって、かなりの期間が経っておりまして農地への復旧は困難であると3人で協議をいたしまして、非農地が適切であると判断いたしました。

以上のような事で、審議の方よろしく願いいたします。報告を終わります。

議 長 9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手。

よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、担当推進委員の報告を求めます。
4番推進委員。

議案第6号 非農地証明願について、整理番号5番につきまして、去る10月25日、申請人・Iさん立会いのもと、7番農業委員、9番推進委員、私4番推進委員の3人で共同調査をいたしましたので4番推進委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口平出水にお住まいのIMさん、66歳、自治会は平出水上です。

土地の所在地は伊佐市大口平出水字谷口2015番26、地目は畑、

面積は147㎡であります。周囲の状況は、周りは全てIさん所有の宅地・畑となっております。

非農地となった時期及び理由といたしまして、昭和56年頃、車庫の整備の為に当時畑が入口にあったため車庫の建設をしたものであります。周囲は畑地の他は山林化し、畑地としての耕作を断念し車庫建設をしたとの事でした。

申請地の位置としまして、自宅より30m位のところに入口がありまして、そこに車庫を建設してあります。既に車庫の建設をしてあり、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、非農地証明が決定いたしました。

議案第6号 非農地証明願は、5件の申請のうち、5件の許可が決定いたしました。

その他。事務局お願いします。

事 務 局 月例報告です。
総会資料の44ページをお開きください。10月の月例報告をします。
去る5日、10月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。去る25日現地調査が一斉にありました。28日が第8回農業委員会の総会です。

11月の行事予定ですが、7日に11月の定例常設審議委員会が鹿児

島市の方であります。25日が現地調査です。29日が第9回の農業委員会の総会となっております。

月例報告は以上です。

これで、平成28年度 第8回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時51分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

1 番委員

伊佐市農業委員

2 番委員